

# 公益社団法人奈良県測量設計業協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県測量設計業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を奈良市におく。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、測量設計に係る調査研究を行い、その正しい知識の普及並びに理解の促進に努めるとともに、測量設計業の技術的・社会的向上を図り、その健全かつ適正な発達を促進し、もって地域社会の発展及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

(H29. 5. 25 改訂)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会における土地の測量設計に関する相談会の実施
- (2) 測量体験活動の実施
- (3) 地方自治体への災害防止に関する協力
- (4) 会員向け研修事業及び福利厚生事業
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した測量法第55条に定める登録を受けている法人又は個人で、奈良県内に事業所を有する者
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助する法人又は個人で、理事会の推薦を得た奈良県内に事業所を有する者

2 前項の会員のうち、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 法人の正会員は、本協会に対して代表者としての権利を行使する者を1名定め、これを会長（第12条第2項に規定する会長を言う。以下同じ。）に届けるものとする。代表者が変更になった場合も同様とする。

(入 会)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、本協会の正会員3名の推薦を受け、入会手続きを行い、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、理事会の推薦を得なければならない。

(会費および入会金)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を毎年納入しなければならない。

3 既納の会費はいかなる場合でもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出する事により、任意にいつでも退会する事ができる。

2 前項において、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 本協会の会員としての重要な義務を履行しなかったとき。

(4) 本協会の会費を事業年度終了後6ヶ月を超えて滞納したとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は、法人会員が解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第7条を含めて未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 本協会は、会員が、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第11条 会員は、次に掲げる事項に該当するときは、遅滞なく本協会に届け出なければならない。

(1) 第5条第1項第1号に規定する資格に異動が生じたとき

(2) その他総会で届出事項と定めた事項

## 第4章 役員

(役員 の設置)

(H28. 10. 26 改訂)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上14名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名以上3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の選任)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び専務理事は、会長が理事の中から推薦し、理事会の決議によって選定する。

(理事 の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時とする。

3 理事又は監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって解任することができる。この場合、当該役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規程による。

(相談役及び顧問)

第19条 本協会に、若干名の相談役及び若干名の顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、理事の推薦に基づき、理事会の決議により選任する。ただし、再任を妨げない。

3 相談役及び顧問は、理事会において解任することができる。

4 相談役及び顧問は、法人法上の役員ではなく、本協会に対して何らの権限を有しないが、協会の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。

5 相談役及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 総 会

(構成)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に理事会の決議に基づき、会長が招集して開催する。

2 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集して開催する。

3 前項のほか、会長は、正会員総数の議決権の5分1以上の議決権を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から40日以内に臨時総会を開催しなければならない。

4 総会を招集するには、理事は、正会員に対し、開催日の2週間前までにその会議に付議すべき事項、日時、場所等を記載した書面をもって通知しなければならない。

5 会長に事故があるときは、副会長又は会長があらかじめ指定した理事が招集する。

(議長)

第23条 総会の議長は、総会において正会員の中から選出する。議長が選任されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるときは、副会長又は会長があらかじめ指定した理事がこれにあたる。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長が決する。

2 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

3 次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く資金の借入れ
- (6) 重要な財産の処分又は譲受け
- (7) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第26条 総会に出席しない正会員は、その正会員の親族若しくは使用人又は他の出席正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合に

においては、当該正会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は総会ごとに提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による代理出席者は総会の定足数及び議決権に算入する。
- 4 出席正会員が代理できる代理権の数は4個以内とする。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、出席した会長及びその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、会長が必要と認めるとき又は会長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求された場合には、理事会を開催しなければならない。

- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出しなければならない。第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第38条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の4分の3以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の多数による決議により変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本協会が解散等により精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 委員会

(委員会)

第44条 本協会の事業を推進するために、理事会はその決議により、事業委員会及び総務委員会を設置する事ができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

(設置等)

第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第12条 補 則

(委 任)

- 第46条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事（会長）は手塚明宏、業務執行理事（副会長）は大門祥之、坂本悟、業務執行理事（専務理事）は川井路夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。